

## 平成29年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年9月5日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小柳八束

議事係長 中原 賢一  
議事係書記 峯 茂子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。  
1番 友田 香将雄                      2番 重富 邦夫

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 報告第5号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第6 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第7 報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第8 報告第8号 債権の放棄について

---

## 9時30分 開会

### ○片渕栄二郎議長

ただいまから平成29年第4回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとし、議員申し合わせにより、6月議会同様、今会期中、議員は議場入退場時、上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしております。なお、執行部も同様です。皆さんの御理解をお願いいたします。暑い方は、上着をおとりください。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員から例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があります。

次に、地方自治法第121条の規定により議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

## 日程第1

### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

## 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月25日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等件数、一般質問の通告等について、審査の結果、既に配付いたしております会期日程（案）のとおり本日から9月15日までの11日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日より9月15日までの11日間に決定します。

## 日程第3

### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されております。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。決算の認定6件、条例2件、財産に関すること1件、人事案件2件、補正予算6件、以上17件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

皆さんおはようございます。

初めに、さきの九州北部豪雨で犠牲になられた方やその遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆さん方にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈りいたしております。

さて、本日、平成29年第4回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第69号から議案第74号までの6件につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び水道事業会計の平成28年度決算の認定に関する議案でございます。この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が2件ございます。議案第75号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、関係法令の改正に伴いまして本町条例の改正を行うものでございます。

議案第76号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」は、平成30年4月1日から町立有明ふたば保育園を完全民営化することに伴う改正を行うものでござ

ございます。

続きまして、議案第77号「財産の無償譲渡について」は、同じく町立有明ふたば保育園の完全民営化に伴い建物等の財産を無償譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が2件ございます。議案第78号及び議案第79号の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、現在お務めいただいております人権擁護委員お二人の任期が平成29年12月31日をもって満了することに伴い、次期の人権擁護委員候補者として引き続いて東島啓子氏と新たに林田由里子氏を法務大臣に推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

次に、予算案件でございますが、議案第80号「平成29年度白石町一般会計補正予算（第2号）」、議案第81号「平成29年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第82号「平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第83号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」、議案第84号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第85号「平成29年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の6件につきましては、それぞれの予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

人事案件を除く提案議案の詳細及び報告案件につきましては担当課長から説明させていただきます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

次に、議案第69号から議案第73号までの決算の認定について説明を求めます。

## ○小池武敏会計管理者

おはようございます。

それでは、平成28年度白石町各会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第5項の規定により、その概要を説明をいたします。

なお、決算書につきましては、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、白石町一般会計歳入歳出決算であります。決算書の1ページをお開きください。

歳入のうち主な項目について御説明をいたします。

1 款町税の収入済額につきましては21億9,703万759円で、町税全体で前年度より5,654万1,685円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額につきましては188万3,832円で、収入未済額につきましては5,585万1,688円となっております。

2 ページをお開きください。

10 款地方交付税でございますが、収入済額53億8,376万3,000円で、前年度より1億3,384万8,000円の減額となっております。歳入全体の40.3%を占めております。

13 款使用料及び手数料についてでございますが、収入済額が2億4,891万4,685円で

ございます。収入未済につきましては保育料などとなっております。

15款県支出金でございますが、収入済額が12億5,965万63円でございます。強い農業づくり交付金等で前年度より5,384万5,050円の増額となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが、収入済額が2億6,417万8,913円となっております。そのうちふるさと寄附金につきましては2億6,162万3,483円となっております。前年度より1億2,654万4,004円の増額となっております。

20款諸収入でございますが、収入済額3億4,963万8,015円となっております。また、収入未済につきましては594万4,243円となっております。主には学校給食費でございます。

21款町債でございますが、収入済額が5億8,900万円で、過疎対策事業債の減などで前年度より17億4,760万円の減額となっております。

歳入の合計でございますが、収入済額が133億4,926万4,016円の決算となっております。

次に、4ページをお開きをお願いいたします。

歳出につきまして主な項目について御説明をいたします。

2款総務費では支出済額21億2,555万2,159円で、公共施設整備基金への積み立ての減などで前年度より3億687万6,017円の減額となっております。

なお、ふるさと応援事業や6次産品の販路拡大、白石農業塾の事業などに取り組んでおります。

3款民生費でございますが、支出済額37億6,060万5,462円で、前年度より1,479万7,292円の増額となっております。学童保育事業や地域子育て支援事業など子育て支援などに取り組んでおります。

6款農林水産業費でございますが、支出済額が14億6,909万9,713円で、前年度ありました国営筑後川下流白石土地改良事業負担金の繰上償還がなくなったというふうなことから前年度より16億5,649万9,120円の大幅な減額となっております。

なお、タマネギ生産安定対策事業、産地競争力事業、多面的機能支払交付金事業などに取り組んでおります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

7款商工費でございますが、支出済額が1億4,158万2,520円となっております。白石ブランド確立対策事業などで農産物等のPRに努めております。

8款土木費でございますが、支出済額が7億2,280万4,761円となっております。住民協働の環境整備事業や道路橋梁、町営住宅などの施設の長寿命化、白石駅前の公園整備などに取り組んでおります。

9款消防費でございますが、支出済額が5億1,215万436円となっております。緊急放送端末機の設置など防災行政情報の伝達整備に取り組んでおります。

10款教育費でございますが、支出済額が11億992万9,904円となっております。コミュニティ・スクールの全小・中学校での導入や学校施設の改修、パークゴルフ場の整備、町民交流のスポーツ大会などに取り組んでおります。

6ページをお開きをお願いいたします。

公債費を含めまして歳出合計でございますが、支出済額が127億3,325万2,145円となっております。歳入歳出差し引き額につきましては6億1,601万1,871円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、158ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が6億1,601万1,871円となっております。翌年度に繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が2億689万2,000円となっております。これを差し引いた実質収支額につきましては4億911万9,871円の決算額となっております。

次に、159ページをお開きください。

平成28年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を御説明をいたします。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税では収入済額が8億9,216万1,882円で、歳入全体の22%となっております。不納欠損額につきましては346万8,339円で、収入未済額が9,287万41円の決算となっております。前年度より536万9,035円の増額となっております。

4款国庫支出金でございますが、収入済額が9億7,981万7,496円で、歳入全体の24.2%を占めております。

6款前期高齢者交付金でございますが、収入済額が5億3,231万6,484円で、歳入全体の13.1%を占めております。

8款共同事業交付金でございますが、収入済額が10億6,307万7,880円で、歳入全体の26.2%を占めております。

次のページ、160ページをお開きをお願いいたします。

10款繰入金でございますが、一般会計からの財政支援等でありまして、収入済額が2億4,306万5,808円で、前年度よりは9,734万2,095円の減額となっております。

歳入合計でございますが、収入済額が40億5,052万3,596円となっております。

次に、161ページの歳出でございます。2款保険給付費でございますが、支出済額が23億8,074万3,195円で、歳出全体の57.8%を占めております。昨年度よりは111万7,254円の減額となっております。

3款後期高齢者支援金等でございますが、支出済額が3億7,148万7,839円で、歳出全体の9%を占めております。

7款共同事業拠出金でございますが、支出済額10億4,714万2,275円で、前年度より4,341万1,893円の増額となっております。

162ページをお開きください。

13款前年度繰上剰余金につきましては、支出済額が9,942万9,800円で、歳出合計につきましては支出済額41億2,078万2,258円となっております。

歳入歳出差し引き額につきましては7,025万8,662円の歳入不足となりまして、翌年度歳入繰上充用金としまして同額で歳入不足を補填をいたしております。

次に、184ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額がマイナス7,025万8,662円で、実質収支額も同額となっております。

次に、185ページをお願いいたします。

平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

歳入の1款後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額が1億8,340万6,639円で、歳入全体の58.9%を占めております。収入未済額でございますが、41万1,361円となっております。

3款繰入金といたしまして収入済額が1億2,587万7,237円となっております。歳入合計につきましては収入済額が3億1,152万8,725円の決算額となっております。

次に、186ページをお開きください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額が3億849万3,872円となっております。歳出合計が支出済額3億1,040万9,163円で、歳入歳出差し引き額につきましては111万9,562円の決算となっております。同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、193ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が111万9,562円で、実質収支額についても同額となっております。

次に、195ページをお願いいたします。

平成28年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、歳入でございますが、2款使用料及び手数料につきましては、収入済額が5,332万7,247円で、前年度より202万5,975円の増額となっております。

5款繰入金につきましては、収入済額が1億9,519万362円で、歳入全体の60.4%となっております。

196ページをお願いいたします。

歳入の合計につきましては、収入済額が3億2,312万8,902円の決算となっております。

次のページ、197ページの歳出でございますが、2款の施設管理費につきましては支出済額が6,451万1,214円となっております。

また、3款の施設整備費につきましては、支出済額が7,018万8,580円となりまして、下水道施設の機能強化事業に取り組んでおります。

4款公債費でございますが、支出済額が1億7,459万1,015円で、歳出全体の55.1%を占めております。

歳出合計でございますが、支出済額3億1,693万6,442円となりまして、歳入歳出差し引き額につきましては619万2,460円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、208ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が619万2,460円となりまして、実質収支額につきましても同額となっております。

次に、209ページをお願いいたします。

平成28年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては収入済額が

2,241万7,700円となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては、収入済額が2,666万6,293円で、前年度より1,132万6,204円の増額となっております。

3 款国庫支出金につきましては、収入済額 2 億2,500万円で、前年度より 1 億128万円の増額となっております。

8 款町債につきましては、収入済額 3 億1,440万円で、前年度より 1 億9,770万円の増額となっております。

続きまして、次のページ、210ページをお願いいたします。

歳入合計でございます。収入済額 6 億9,974万7,128円の決算となっております。

次に、211ページの歳出でございますが、3 款公共下水道費では支出済額が 5 億6,317万4,379円で前年度より 2 億6,282万6,780円の増額となっております。第 2 期地区の下水道施設整備を行っております。

次に、4 款の公債費でございますが、支出済額が9,629万578円で、前年度より4,519万449円の増額となっております。

歳出合計につきましては、支出済額が 6 億9,342万513円、歳入歳出差し引き額が632万6,615円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

続きまして、221ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました額が632万6,615円となりまして、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書等のお目通しをよろしくをお願いいたします。

次に、223ページ以降につきましては財産に関する調書を計上いたしております。また、225ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載をいたしておりますので、後もってお目通しをよろしくお願ひします。

以上をもちまして各会計の決算概要説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○片渕栄二郎議長

次に、議案第74号「平成28年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

### ○喜多忠則水道課長

おはようございます。

議案第74号「平成28年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定」につきまして説明をいたします。

地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき剰余金の処分を受け、あわせて同法第30条第 4 項の規定により決算の認定を受けるものであります。

それでは、ただいまから説明いたします。

まず、1 ページから説明をいたします。

決算報告書は予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算表に当たり、

消費税込みの金額で表示をしております。

2 ページをお開きください。

収益的収支は、事業活動に伴って発生する収益とそれに対応するための費用及び減価償却費等の現金を伴わない経費を含めたものです。上段の収益的収入では、水道使用料や手数料の営業収益が4億9,233万2,079円の決算額となりました。また、一般会計繰入金などの営業外収益は1億2,136万7,719円で、水道事業収益総額では6億1,369万9,798円となり、前年度より3,336万2,424円の増収となっております。

下段、収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費などの営業費用が5億7,099万9,605円で、支払い利息等の営業外費用が1,686万1,379円となり、特別損失額は3万6,618円で、支出総額5億8,789万7,602円で、前年度と比較しますと3,753万8,099円の減額となっております。

次に、3 ページの資本的収入につきましては、工事負担金等の資本的収入と一般会計からの起債の償還元金の一部繰入金で2,235万6,000円となっております。

一方、下段の資本的支出は、建設改良費と企業債償還金で1億3,602万341円を執行しております。

なお、資本的収支において収入が不足する額は1億1,366万4,341円となり、この不足額につきましては当年度分資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして、4 ページ以降は財務諸表を掲載しておりますが、5 から6 ページが損益計算書でありまして、消費税抜きの数字で1年間の水道事業の経営成績をあらわす数値であります。給水収益等の営業収益は欄の中ほどにあります4億5,595万2,740円で、受水費等の営業費用は5億4,632万3,652円となり、収益と費用の差額の営業損失は9,037万912円となりました。

次のページの6 ページは営業外収益、営業外収益は欄の中ほどにあります1億2,091万7,799円で、営業外費用1,198万3,679円を差し引きますと営業外収支額は欄の右側で1億893万4,120円となり、その結果、3年ぶりに黒字となり、当年度純利益は1,852万9,302円となりました。これにより前年度繰越利益剰余金1億1,859万7,436円とその他未処分利益剰余金変動額2億8,044万8,695円を合わせた額に今回の当年度純利益1,852万9,302円を加えまして当年度未処分利益剰余金を4億1,757万5,433円といたしております。

7 ページにつきましては、28年度中の剰余金計算書であり、左端下の当年度末自己資本金残高は20億4,999万1,623円で、資本剰余金の移動はございません。利益剰余金は減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の新たな積み立てではなく、未処分利益剰余金については当年度純利益分で増加し、利益剰余金の合計が11億2,122万7,573円となり、資本合計の総額は右下隅の31億7,121万9,196円となっております。

8 ページは剰余金処分計算書案を記載しております。地方公営企業法第32条第2項の規定では剰余金の処分については条例の定めるところによるか、または議会の議決を経て行わなければならないとされております。本町水道事業においては剰余金の処分に関しては条例とはせず議会の議決を経ることとしておりますが、当年度の剰余金の処分はございません。

なお、翌年度繰越利益剰余金の総額は11億2,122万7,573円といたしたいと考えております。

9から11ページまでは貸借対照表でございます。昨年度末の3月31日における水道会計の財政状態を明らかにするバランスシートであります。10ページの資産合計額44億8,100万5,544円で、11ページ最下段の右隅の負債資本合計額も同額であります。

12から13ページは会計方針等の注記を記載しております。

また、14ページからは事業報告になっております。

15ページから16ページにつきましては、水道事業の概況の総括事項を記述しております。読み上げは省略いたします。

17ページは議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

18ページから19ページにかけては、28年度中に施工しました建設改良工事の概要を掲載いたしております。後もってお目通しいただきたいと思っております。

なお、本年度工事費の欄の金額は税込み額となっております。

20ページは、28年度と27年度を比較した業務量を記載しておりますが、主な事項としては28年度の給水人口は1万9,421人、給水戸数6,780戸で、配水量については194万932立方メートルとなっており、これに対して有収水量は166万7,819立方メートルとなり、有収率は85.9%と昨年と同様の率となっており、高い有収率を保っております。

続きまして、21ページは事業収入に関する事項を記載しておりますが、水道料金につきましては前年度と比較して金額にほぼ変動ありませんでしたが、他会計補助金の欄では上水道高料金対策補助金などの増額によって事業収入の合計額としては昨年度より3,357万2,972円、対前年度比6.2%の増収となりました。

続いて、22ページは事業費に関する事項を記載しておりますが、下から3行目の受水費は単価の引き下げにより前年度と比較いたしまして大幅に減少をしております。また、下から2行目のその他の欄の減額についての主なものについては、路面復旧費の減少によるものです。これらの要因により事業費支出の合計は昨年度より3,686万6,651円減少いたしました。

23ページから24ページにつきましては重要契約の要旨について記載しております。

24ページの中段は、企業債及び一時借入金の概要を記載しておりますが、28年度中、償還いたしました元金が3,783万6,267円で、これにより起債残高は5億240万2,697円となっております。なお、一時借入金はありませんでした。

25ページ以降はその他の書類として、26ページには資金の流れを見るためのキャッシュフロー計算書を記載しております。

27ページから32ページまでは収益費用明細を記載いたしております。この費用明細書は、前に戻って2ページと3ページの決算報告書の収入と支出の明細となっております。こちらの明細書は消費税抜きで記載しております。

33ページにつきましては、有形固定資産明細書を記載いたしております。

最後に、34ページは企業債明細書を掲載いたしております。

以上、28年度白石町水道事業会計剰余金の処分について及び決算の認定についての

概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

### ○吉村秋馬代表監査委員

監査報告の前に、私は今年の2月に再度選任されました吉村秋馬でございます。よろしくお願いいたします。

なお、東日本震災、熊本震災及びことしの九州北部豪雨被害など、早期の復旧復興を祈願する次第であります。

それでは、ただいまより監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしました。

平成28年度の決算審査は、去る7月18日から8月3日までの10日間、議選の溝上良夫監査委員とともに実施いたしましたところでございます。8月23日に町長へ審査意見書を提出いたしました。決算書、関係諸帳簿、証拠書類を審査しまして、計数は正確に処理されていることを確認いたしました。

審査した結果として意見を申し上げます。

不納欠損処分と滞納処分についてであります。平成28年度の町税、すなわち町民税、固定資産税、軽自動車税等の不納欠損額は188万3,832円で、まだ多額であります。前年度より9,483円ふえております。地方税法に基づき適正な理由で不納欠損処理がなされていますが、不納欠損は納税者の不公平感を招きかねないものであり、納税意欲を低下させかねないものであります。今後も厳正で適切な執行停止や時効中断など事務処理をしていただきたい。

なお、町税の徴収率は平成20年から前年度を上回る収入であり、町税徴収に関する職員の努力については大いに評価をしております。今後とも町税に限らず債権の徴収に関しては各課連携して徴収体制の強化と意識の向上を図り、法に基づいた滞納処理をされ、徴収の向上と滞納金の縮減に努められるよう希望いたします。

事務処理状況についてであります。各課の事務処理については、例月検査でもその都度指摘しておりますが、決算審査では重大な誤りは見られませんでした。

次の3点に改善検討をいただきたい。

徴収事務について、各担当課は日々徴収に努力されていますが、少額の使用料等が年度末に徴収未済額となっているものが見られました。4月から5月の出納閉鎖期間を有効に活用して迅速徴収をお願いいたします。

保守契約についてであります。法的に義務づけられているものを除き、保守契約のあり方等について見直し、検討をお願いいたします。例月検査でもたびたび指摘しておりますが、支出の遅延、請求書等の記載不備、書類の訂正不備など、まだ初歩的なミスが見受けられます。留意をされたい。上司の管理指導、責任の再確認を検証され、各課に適応した方法で改善をお願いしたい。

特別会計についてであります。国民健康保険、後期高齢者医療、集落排水事業、特定環境保全公共下水道等については、事務処理会計計数は正確であることを確認いた

しました。ただ、国保会計は歳入不足7,025万8,662円であります。保険給付費を抑えるために住民健診の受診の推進、その後の健康指導をされていますが、今後も住民の健康に対して啓発活動を推進していただくよう希望します。

なお、平成30年より県内での広域化が予定されています。税率改正など多くの問題が予測されますが、適正な国保事業の執行に努力していただきたい。

また、集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業については、接続率や今後どのように推進するかが大きな課題であります。水質の向上、商店街の環境等を考慮して個別訪問や団体等との協議連携をされ、接続率の向上に努めていただきたい。

次に、水道事業会計についてであります。

28年度の水道事業会計決算については、決算書関係諸帳票、証拠書類を精査し、計数の誤りはなく、正確に計上されていることを認めます。また、財務諸表も適正と認めます。28年度の収支は高料金対策補助金等の増額、受水費単価の引き下げ、維持補修費の減少等で1,852万9,000円の純利益であり、繰越剰余金を合わせますと28年度の未処分利益剰余金は4億1,757万5,000円であります。昨年より下水道料金との同時徴収が実施されておりますので、未納額がふえないよう一層の努力をお願いいたします。

また、有収率は昨年と同じく高い85.9%であります。今後も有収率の向上に努め、老朽管の更新や配水管布設替工事の整備により安心して飲める良質で安全な水の供給をしていただきたい。

町財政健全化につきましては、8月22日、審査をいたしました結果、算定書類等は適正と認め、町健全化判断比率は良好であると認められました。

終わりに、合併してから12年が経過し、一昨年に第2次総合計画、27年度より32年度までの6年間の期間が作成されております。基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」の実現のために努力をしていただきたい。

また、普通交付税は合併優遇措置が変減していき見直され減少していくので交付税への依存度が高い白石町にとっては大きな課題であると認識いたします。今までの行財政運営を見詰め直し、合理化に努め、人員管理についても適材適所の人員配置により検証し、改めて町全体の奉仕者として認識を新たに、町民の福祉と行政サービスの向上に努められ、町民の負託に応え得るよう職務に邁進されるよう切望いたします。

以上、概略でございますが監査報告を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

次に、議案第75号から議案第85号までの内容説明を求めます。

ただし、議案第78号、議案第79号は町長から説明がありましたので除きます。

### ○松尾裕哉総務課長

議案第75号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が改正されたことに伴い白石町個人情報保護条例の一部を改正するものでございまして、改正の概要といたしましては、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取り扱い

に関する規定の追加でございます。

改正内容につきましては新旧対照表をもとに御説明をいたします。

新旧対照表の3分の1ページをごらんください。

表右側、現行の第2条第1号で規定しております個人情報の定義では、特定の個人が識別され、または識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気、光学等の記憶媒体、その他これらに類するものに記録されたものをいうとされていたものを、改正案では、第2条第1号の中でアとイに分類して規定をいたしております。

まず、アとしまして、1行目から6行目までの括弧書きの部分を除いて読み上げてみますと、6行目、最後の「により」に続きますので、アは当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）といたしております。その他の記述等の内容を1行目から6行目までの括弧書きの中で規定をいたしております。その他の記述等に該当する事例といたしまして、住所、電話番号、メールアドレス、防犯カメラの映像情報及び職員録などの特定の個人を識別できる情報が該当することになります。また、イとしまして個人識別符号が含まれるものと規定をいたしております。このアとイを個人情報として定義をいたしております。

次に、3分の2ページをごらんください。

まず、第2条第11号では、先ほど申しました個人識別符号をアとイとして定義をいたしております。アでは特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために交換した文字、番号、記号、その他の符号としておりまして、該当する事例としましては顔の認識データや指紋識別データなどがございます。

また、イでは個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカード、その他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記録、その他の符号としておりまして、該当する事例といたしまして旅券番号や基礎年金番号などがございます。

なお、今回の改正につきましては、冒頭で申しましたとおり要配慮個人情報の取り扱いに関する規定が新たに追加をされておりました。第2条第11号では要配慮個人情報とは個人本人の人種、心情、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実、その他として定義をいたしております。

また、第7条では現行では思想、信条及び宗教に関する事項と社会的差別の原因となる事項といった要配慮個人情報のうち一部を原則収集禁止といたしておりましたが、改正案では要配慮個人情報全てについて原則収集禁止にすることとしております。

次に、3分の3ページをごらんください。

第8条第6号では、町長及び教育委員会などの実施機関が個人情報を取り扱う事務を開示する場合は個人情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を届けることを新たに規定をいたしております。

なお、この条例の施行期日でございますが、ページ戻っていただきまして改正条例案本文の2ページをごらんください。

ここ附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行することとしております

が、ただし書きで第7条の収集の禁止規定は規則で定める日から施行することといたしております。施行期日を全て公布の日からとした場合、改正後、要配慮個人情報 は原則収集禁止となります。このため現在収集して取り扱っております個人情報、例え ば病歴、健康診断の結果などにつきまして必要な措置を講じずこれまでどおり取り扱 っておりますと改正後の条例第7条第1項の規定に反することとなります。そのため 現在収集しております個人情報が要配慮個人情報に該当するかどうかなど事務運用の 見直しが必要になるため規則で定める日から施行することといたしております。

以上で議案第75号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○大串靖弘保健福祉課長

保健福祉課関連の議案第76号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例」、議 案第77号「財産の無償譲渡について」御説明いたします。

まず、議案第76号でございます。白石町保育園設置条例の一部を改正する条例につ いてでございます。

平成25年度から指定管理保育園として本年度末をもって5箇年を経過いたします白 石町立有明ふたば保育園につきまして、昨年度に設置いたしました白石町立指定管理 保育園評価審査委員会におきまして保育の状況、保護者への対応、経営状況について おおむね良好であるとの評価、報告を受け、平成30年4月1日から鹿島市の社会福祉 法人旭ヶ岡福祉会に完全民営化へと移行するものでございます。それに伴いまして白 石町保育園設置条例の白石町立有明ふたば保育園を削除するものでございまして、地 方自治法第96条第1項第1号により議会の議決をお願いするものでございます。

また、9月議会での議決をお願いする理由といたしまして、ことし11月には来年度 の園児募集を行います。私立保育園としての園児募集を行う必要があるためござ います。

次に、議案第77号「財産の無償譲渡について」説明いたします。

同じく白石町立有明ふたば保育園の完全民営化に伴いまして園舎、園舎の附帯設備 及び備品につきまして鹿島市の社会福祉法人旭ヶ岡福祉会に無償譲渡するものでござ います。無償での譲渡理由といたしまして、建築後40年を経過し老朽化しており維持 補修や場合によっては建てかえが必要なことや、有償とした場合には国、県に対し補 助金の返還が生じます。さらに、無償譲渡した場合には受け手である社会福祉法人旭 ヶ岡福祉会が建てかえのため解体しても補助金返還は発生しませんし、建てかえには 補助事業を活用することができます。また、無償譲渡することにより法人の経営面 の負担が軽減され、園舎の建てかえや保育業務の充実を行うことができ、保育サービ スを通じて町民の子育ての支援を図ることが期待されます。

以上のことから園舎、園舎の附帯設備及び備品の無償譲渡につきまして地方自治法 第96条第1項第6号によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第80号「白石町一般会計補正予算（第2号）」について御説明をいたします。  
補正予算の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に3億6,171万円を追加し、補正後の予算を144億7,690万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表繰越明許費、これは2款総務費の道の駅施設整備事業費3億110万円を繰越明許するものでございます。道の駅造成工事が年度内での完了が難しいため9月補正予算において繰越明許するものです。なお、当初予算に計上しておりましたので、今回の補正予算での歳出補正はございません。

続きまして、別紙主要事業説明書に記載している分につきましては、勉強会で担当課長が説明いたしますので、省略いたします。

9ページをお願いいたします。

9ページ、1款町税です。2款の固定資産税を2,480万円追加補正しておりますが、これは当初調定額が確定したため補正するものであります。土地で110万円、家屋で370万円、償却で2,000万円の増となっております。主な理由としましては店舗等の増によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ中ほどに17、寄附金で1、指定寄附金がございます。説明のほうに学童保育指定寄附金ということで20万円計上しておりますが、これは建設業組合からの指定寄附でございます。

歳出につきましては16ページ、16ページ上のほうの子ども・子育て支援事業の中にあります18備品購入費22万円、学童保育用の備品の購入を予定しているものでございます。

ページ戻りまして13ページをお願いいたします。

総務費を初め各課において3節職員手当等で時間外手当の補正をしております。これは7月3日、台風3号、7月6日の大雨、避難所の開設、大雨洪水警報等の発令等により時間外勤務の補正をしたものでございます。

同じく13ページの5、財産管理費で積立金を歳計剰余金として1億5,456万円を財政調整基金に積み立てておりますが、これは補正予算の資料として配付しております平成29年度9月補正予算細事業一覧表のほうをごらんいただきたいと思います。1ページのほうになります。上から2つ目、歳計剰余金積立金ということで事業概要のほうに書いておりますが、実質収支額4億811万9,871円の2分の1を下回らない額、2億455万8,000円から当初予算で計上した5,000万円を差し引いた額、1億5,456万円を積み立てたものでございます。また、公共施設整備基金に1億2,232万3,000円を積み立てております。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

19ページ、水産振興費、13委託料のほうで沿岸漁業場整備事業提出改善事務等委託料382万5,000円を減額しておりますが、これは県の事業量が確定したため減額したものでございます。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い

願いいたします。

## ○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案について御説明いたします。

まず、議案第81号「平成29年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出とも既決予算総額に変更はなく、歳入歳出それぞれ予算の組み替えをお願いするものでございます。内容につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者分、退職被保険者分双方とも7月時点で調定額が見込み額を下回ったため一般被保険者分6,500万円、退職被保険者分680万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

4款国庫支出金につきましては、平成28年、所得減による国民健康保険税の減収に伴い普通調整交付金が予算額より増額が見込まれるため4,747万5,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、10款繰入金の保険基盤安定繰入金については、同様の理由から保険税の軽減世帯の増加が見込まれるため保険税軽減分として1,405万円、保険者支援分として916万円の増額補正をお願いするものです。また、財政安定化支援事業繰入金につきましては、額の決定により111万5,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

11款諸支出金につきましては、退職被保険者の交付金の精算に伴います586万1,865円の返還金が発生しましたので、586万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、この増額分につきましては、12款予備費から432万円、10ページの13款前年度繰上充用金から154万1,000円を減額し予算科目の組み替えをお願いするものでございます。

続きまして、議案第82号「平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加して補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,928万2,000円とするものでございます。内容につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

3款一般会計繰入金につきましては、平成28年度精算に伴う1万円の増額をお願いするものです。

4 款繰越金につきましては、平成28年度決算に伴い余剰金が発生いたしました分を平成29年度へ繰り越して精算するものであり、前年度繰越金111万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく7ページの5 款諸収入でございますが、保険料の賦課更正等によります保険料の還付金として10万円、保険料還付加算金として1万円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。112万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成28年度の出納閉鎖期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付する分でございます。

同じく8ページの4 款諸支出金、償還金及び還付加算金については、先ほど歳入で申し上げました理由により保険料の還付金として10万円、保険料還付加算金として1万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

同じく4 款諸支出金、繰出金につきましては、事務費の精算に伴う一般会計へ繰り出しがなかったため1,000円の減額補正をお願いいたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○片渕 徹下水道課長

おはようございます。

下水道課関連の補正予算2 議案について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第83号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ619万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,219万1,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、平成28年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正でございます。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、6 款繰越金、前年度繰越金が619万1,000円です。

8ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、1 款総務費、総務管理費の農業集落排水処理施設維持管理基金へ前年度繰越金の619万1,000円を全額積み立てることとしております。

続きまして、議案第84号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

予算書第1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございます。既決の予算に歳入歳出それぞれ612万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,912万5,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、国庫支出金の地方創生汚水処理施設整備推進交付金

の交付額の確定によりまして財源更正を行うものと前年度繰越金の確定に伴います補正でございます。

予算書の7ページをごらんください。

3款国庫支出金、土木費国庫補助金につきまして、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の額の確定に伴い1,250万円を減額するものであります。

6款繰越金といたしまして前年度繰越金632万5,000円を計上いたしております。

8款町債といたしまして1,230万円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、総務管理費の特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金へ前年度繰越金の612万5,000円を積み立てることとしております。

3款公共下水道の公共下水道施設整備費については、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の額の確定によりまして財源更正を行っているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○喜多忠則水道課長

それでは、議案第85号「平成29年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を説明いたします。

補正予算書の説明資料で説明をいたします。

10ページをお開きください。

10ページの収益的収入及び支出の欄でございます。

収益的収入では、水道事業収益の営業外収益中、他会計補助金でございますが、一般会計補助金中、高料金対策補助金1,836万円の増額補正をお願いするものでございます。この高料金対策補助金は、毎年度国から地方公営企業繰り出し基準が通知され、その基準となる資本費単価や給水原価が示されております。本年度はこの基準単価が引き下げになったことにより、本町水道事業においてはこの基準となる数値を大きく上回っており、基準との開き分が地方交付税措置の対象経費となります。今回の補正では当初見込んでいた積算額より増加いたしましたので、その影響分について一般会計から高料金対策補助金として増額の補正をお願いするものでございます。これにより収益的収入の水道事業収益は既決予定額5億8,828万9,000円から今回補正額1,836万円を加えまして6億664万9,000円とするものであります。

続きまして、11ページをごらんください。

水道事業費用、営業費用中の総係費でございますが、職員の育児休暇の取得並びに人事異動により当初見込んでおりました人件費の予算が過大となりましたので、今回減額の補正をお願いするものでございます。これらにより収益的支出の水道事業費用を既決予定額6億325万1,000円に今回補正減額991万5,000円を減じまして5億9,333万6,000円といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

日程第4、5、6、7

### ○片渕栄二郎議長

日程第4から日程第7までの報告第4号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」、報告第6号及び報告第7号「専決処分の報告について」は、報告者が同じですので、続けて報告を求めます。

### ○井崎直樹企画財政課長

報告第4号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

1ページをお開きください。

まず、健全化判断比率でございます。真ん中に表を記載しております。表の上段のほう为本町の数字、中段が早期健全化の判断となる数値、下段が財政再生の基準となる数値ということで3段書きになっております。実質赤字比率につきましては本町は算定されません。算定した場合、黒字のためマイナスとなります。次に、連結実質赤字比率でございます。これも同様でございます。実質公債費比率につきましては6.9%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%でございます。ちなみに実質公債費比率につきましては昨年度も6.9%ございました。将来負担比率につきましては4.2%となっております。早期健全化の基準は350%です。平成27年度は3.4%でした。将来負担比率の増の要因としましては、下水道事業への一般会計からの繰出金、その繰出金の基準が変更されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

公営企業会計に関する資金不足比率でございます。真ん中の表をごらんください。水道会計、マイナス13億3,017万3,000円、農業集落排水特別会計、マイナス619万2,000円、特定環境保全公共下水道特別会計、マイナス632万7,000円と、いずれも資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足は該当してないということでございます。

右側が監査委員会に対し意見を求めたものでございます。

1枚お開きください。

8月22日に監査委員会に対し算定の内容について御報告を申し上げました。いずれも特に指摘すべき事項はないということで御意見をいただいております。

報告第4号につきましては終わります。

続きまして、報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」内容を説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、第221条第3項の法人に該当いたしますので報告することとなっております。現在の只江川スポーツパークに対する出資の状況でございますが、総資本額が4億6,560万円、株数で4,656株となっております。出資に対して白石町が2分の1の2,328株を出資しております。

32ページをお願いいたします。

一番最後になりますが、一番最後のページで取締役の方が7名でしたが、8月28日

の株主総会におきまして取締役が6名となっております。

次に、運営状況について御報告いたします。

また、一番初めに戻っていただきまして1枚めくっていただきますと入場者数の一覧がつけております。第28期、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

定期株主総会資料の2ページをお願いいたします。

2ページに28年度の事業報告を記載しております。毎月の定例役員会や経営改善対策委員会を行い、収益拡大のため集客への取り組み並びに顧客サービスの充実を図るとともに経費の削減にも努められております。

14ページをお願いいたします。

14ページ、営業外費用の当期純損失でございます。ここで795万3,649円ということになっておりますが、1枚お戻りいただきまして13ページの営業費用の15、減価償却費、これで1,400万5,176円、これを除きますと605万1,527円の黒字となります。

17ページをお願いいたします。

17ページ、A3の広い紙になっております。平成28年度管理運営収支決算書、キャッシュフローでございます。収入の部と左上にあります。その右側に1万3,000人とありますのが目標人員でございます。その横、1万1,960人とありますのが、これが利用者数でございます。その右側にマイナス1,040人とありますのが利用計画よりも減った減の人数でございます。目標人員に対し減となった理由といたしましては、昨年7月、9月からの猛暑が続き、10月は台風と異常気象が影響したものと思われま。収入の部の事業収入、これで28年度決算額4,601万5,387円、予算より398万4,613円の減、事業外収入で683万8,471円、予算より43万8,471円の増です。支出の部につきましては、予算額5,640万円に対し5,052万331円の支出で経費節減に努められております。広告費において広告費は事業費用の上段から7項目ぐらいになりますが、広告費においてマイナス20万7,359円となっておりますが、これは大口コンペによるものです。また、中段に修繕費、支出額332万6,069円となっております。このうち摘要欄の一番右に浴槽改修工事295万円、これは浴槽を廃止しシャワーへ切りかえ、お客様のニーズに対応するため改修をしたものです。

この表の下の当期収支差し引き額、下段のほうになりますが、収入の合計から支出合計を差し引いた額は233万3,527円となっております。単年度の収支は黒字でございます。

むつごろうカントリークラブにおいて今後も厳しい経営状態が続くことには変わりはありませんが、社員、支配人、役員、株主全員が一番となって集客に努力していくことを確認されています。そして、今年度もグリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、バンカーや樹木の管理などに力を入れ、プレーヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、社員も一層努力されております。集客対策としまして年間ゴルフカレンダーを作成し、各種の割引や優待サービスなどさまざまな策を講じ、また各種コンペの計画や若い世代への呼びかけにより町外からの集客を一層図っていくための対策も取り組むこととされています。

昨年、平成28年9月17日に有明干潟記念公園内にしろいしパークゴルフ場がオープン

ンいたしました。ゴルフ愛好家と家族と一緒に楽しめる場として、またニュースポーツの振興とあわせて一体的なPRをしていきたいと考えられております。今年度も只江川スポーツパークの目的である白石町の活性化に寄与するとともにスポーツ公園として子供から高齢者まで参加できるスポーツなどを行政各種団体の協力、協賛を得て開催することとされております。また、施設の有効利用を図るとともにゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたいただきたいと思いますところでございます。

以上、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号です。報告第6号「専決処分の報告について」でございます。

次のページをお願いいたします。

相手方は、ここに記載しているとおりでございます。

2の(1)で町が相手方物損に対し賠償するもので、(2)が町が相手方に対して賠償する金額でございます。2万5,310円です。

事業の概要は、ここに記載しているとおりでございます。

和解が成立しておりますので、7月11日に専決処分をいたしましたので、報告いたします。

次に、報告第7号をお願いいたします。

同じく「専決処分の報告について」でございます。

1枚めくって、次のページをお願いいたします。

同じく1番、相手方はここに記載しているとおりでございます。

同じく2番、町が支払うべき賠償額は1万270円です。

事件の概要もここに記載しているとおりでございます。和解が成立しておりますので、7月27日に専決処分をいたしましたので、報告いたします。

以上、報告を終わります。

## 日程第8

### ○片渕栄二郎議長

日程第8、報告第8号「債権の放棄について」報告を求めます。

### ○喜多忠則水道課長

報告第8号「債権の放棄について」、その概要を御説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17号第1項の規定により町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

債権の名称は水道料金です。対象件数につきましては、31件で31月分ということになります。対象人数は4人、金額といたしまして9万5,020円です。放棄の理由といたしましては、対象人数4名全て債務者の行方不明による放棄で、債権放棄合計額9万5,020円となっております。

以上で報告を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。  
あすから一般質問です。よろしくお願ひします。  
本日はこれにて散会します。

11時16分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月5日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 友 田 香将雄

署 名 議 員 重 富 邦 夫

事 務 局 長 小 柳 八 束